

カリフォルニア州における 会社開設、メンテナンス、解散のためのガイドブック

本書では、カリフォルニア州で会社を設立しようとする日本の中堅・中小企業およびベンチャー企業等を対象として、会社を設立する手順、設立後のコーポレート・メンテナンス、また、会社を解散するまでの概要を解説しています。複雑な会社設立手続きをなるべく分かりやすく理解していただくために、日本に本社を置く会社が、カリフォルニア州に100パーセント所有の子会社を設立し、その後も100%の所有関係を維持することを前提としています。複数の会社が合併事業として会社を設立する場合や、個人や会社が投資家からの資金を得ながら将来、新規株式上場(IPO)を目指してベンチャー企業を設立するような場合、および発行した株式の転売を予定しているような場合は、100パーセント子会社の設立とは、若干違った法律上の手続きと配慮が必要になります。ただし、会社設立の基本的な手続きは共通していますので、本書の説明は、そのような場合の会社を設立しようとしている人たちにも、大いに役立つことと思います。

本書の内容は一般情報として提供されており、特定の案件に対する個々の状況に適した法的アドバイスではありませんので、ご了承ください。個々の状況に適した法的アドバイスが必要である場合は、専門の弁護士にご相談ください。

2008年3月吉日

ジェトロ サンフランシスコセンター/ US-Japan Business Innovation Center

<免責事項>

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

I. 会社設立

1. 会社設立概要
 - 1-1. 会社設立に要する期間
 - 1-2. 会社設立に要する費用
 - 1-3. 会社設立の大まかな流れ

2. 会社の形態の選択
 - 2-1. 駐在員事務所
 - 2-2. 子会社と支店
 - 2-3. 株式会社の形態
C Corporation、Statutory Close Corporation、S Corporation

3. 子会社の設立場所の選択(デラウェア州とカリフォルニア州の比較)
 - 3-1. 会社設立州と実際のビジネスの州
 - 3-2. カリフォルニア州かデラウェア州か

4. 子会社-Corporation 設立の手順 (カリフォルニア州のケース)

5. 支店-Branch Office 設立の手順 (カリフォルニア州)

II. 子会社、支社維持

1. 子会社維持
 - 1-1. 株主総会の開催
 - 1-2. 取締役会の開催
 - 1-3. 取締役会特別会議
 - 1-4. 株主総会特別会議
 - 1-5. Statement of Information の申請

2. 支社維持
 - 2-1. Statement of Information の申請

III. 子会社、支社の解散

1. 会社解散に要する期間
2. 会社解散に要する費用
3. 子会社解散の手順
4. 支店解散の手順

I. 会社設立

1. 会社設立概要

1-1. 会社設立に要する期間

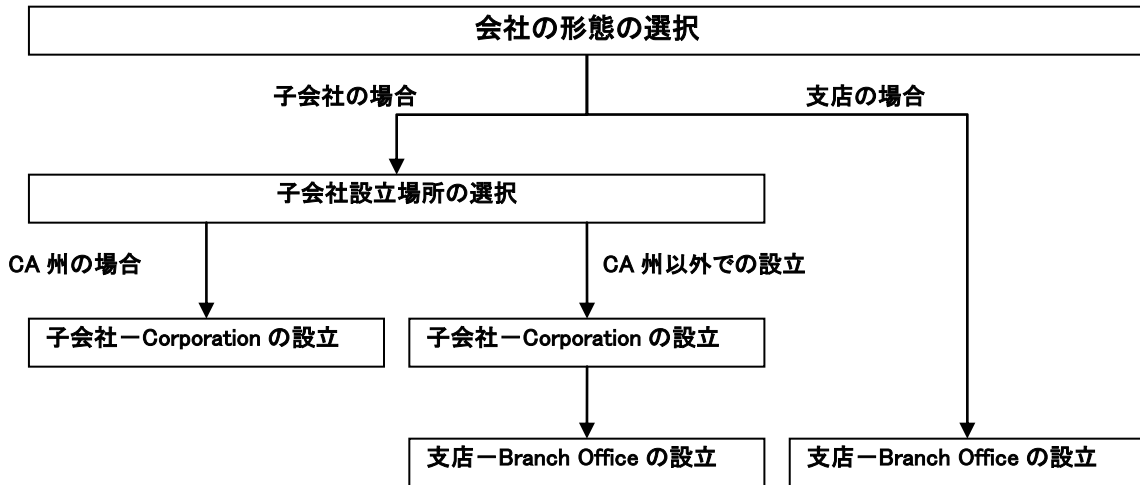
日本に本社を置く会社がカリフォルニア州に新たにオフィスを構える場合、まず気になるのが、設立に要する時間ではないでしょうか。法的には、定款(Articles of Incorporation)の登録を州政府へ申請し、定款が正式に認可されることで、会社は存在することになります。この手続き自体はカリフォルニア州では、最短1日で可能です。しかし、実際のビジネス活動を開始するためには、その他の各種書類の作成や申請、税金当局への登録、銀行口座の開設、資本金の振込み、ビジネスライセンスの取得等々が必要です。従って、全工程に**通常1,2ヶ月**はかかると見ておいたほうがよいでしょう。

1-2. 会社設立に要する費用

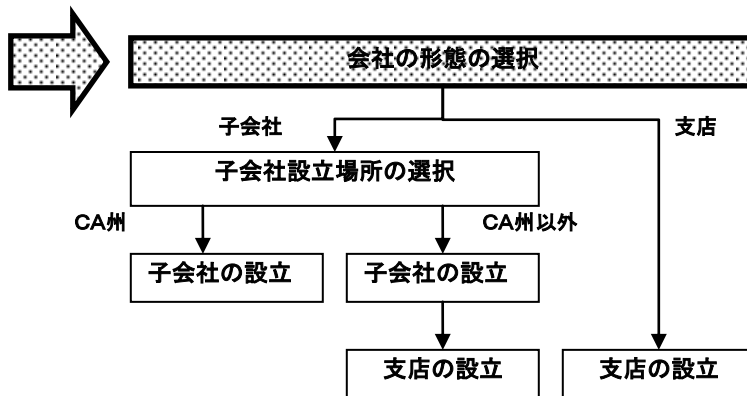
次に気になるのが、設立に要する費用ではないでしょうか。通常は弁護士に依頼しますが、弁護士によって、どの手続きまで行うのか、どの程度フォローしてくれるのかは異なり、弁護士費用もそれぞれの場合によって異なります。弁護士から提示される金額だけでは一概に比較できないのが現状ですが、**通常、支店設立の場合3000ドルから5000ドル、子会社設立の場合、高いところは\$10,000もかかる所もありますが、少なくとも3000ドルから6,000ドルは見積もっておく必要があります。**弁護士以外のコンサルタントが設立代行サービスを提供している場合もありますが、実際の議事録の作成が含まれていないとか、必要な申請手続きの援助をしてくれない場合もあり、会社設立に必要とされる書類の不備があったために、法人格を否認されるようなリスクを回避するためにも、弁護士に依頼したほうが確実でしょう。事件が起こったときだけに相談に行くのが日本の弁護士のイメージですが、米国では事件が起こるまえから日常的に相談する相手が弁護士なのです。

1-3. 会社設立の大まかな流れ

それでは、会社設立にあたって、一般的にどのような手続きをとるのでしょうか。まず、決定しなければならないのは、米国での法人形態です。通常、支店か子会社かどちらかを選択します。子会社を選択した場合は、次にどの州に会社を設立するのか決定します。子会社をカリフォルニア州以外で設立した場合には、子会社設立後にカリフォルニア州にて支店設立を行う必要があります。



2. 会社形態の選択



2-1. 駐在員事務所

まず駐在員事務所という選択についてご説明します。始めは一人の駐在員だけで、商品の販売等の営業活動は行わず、マーケットリサーチを行うだけである場合、子会社でも支店でもなく、駐在員事務所という形態がとれるのではないかと考えるかもしれません。カリフォルニア州会社法では、州外または外国で設立された会社は、州外法人 (Foreign Corporation) と定義され、州外法人事業登録証明書 (Certificate of Qualification) を取得しなければ、カリフォルニア州内でビジネスに従事してはならないと規定しています。この州外法人登録を通常、支店登録といっています。法律上の言葉の意味としては、支店登録した事務所を支店とよび、支店登録しない事務所を駐在員事務所と呼ぶのが通常です。つまり、カリフォルニア州では支店登録しない駐在員事務所はビジネスに従事できないこととなります。このビジネスというのは、例えそれが単に情報収集であろうと、本社からの出張者のためにホテルの予約をとったり、相手方とのミーティングをアレンジしたりする活動であろうと、すべて本来的には営利のために行っているものといえますし、それらはすべてビジネスであるという考えも可能です。支店登録しないでビジネスに従事したと認定されると、相当な金額のペナルティーを課される危険性もあります。あえて駐在員事務

所のメリットを考えるとすると、支店登録、支店登録抹消をするための手続き費用と手間を省けるということになりますが、ペナルティーを課される恐れを抱えながら活動を続けなければならず、違反と認定されたらペナルティーがあるというデメリットを比べてみれば、**駐在員事務所という選択をとらないほうが安全である**といえます。

2-2. 子会社と支店

つぎに米国オフィスを子会社として設立するか、支店として設立するかのポイントを説明します。

裁判などの危険から親会社を守ることを優先する → **子会社**
 当初の税金対策を優先する → **支店**

スタートアップしたばかりの会社であれば、他社との取引も少ないため、訴訟が起こるリスクも少なく、税金対策を優先し、支店の選択を考えるかもしれません。しかし、裁判沙汰は他社との取引のみでおこなうことではありません。労働問題、例えば支店において駐在員と現地従業員の間でセクシャルハラスメントが起きた場合、当然親会社にも責任が及びます。親会社が多額の賠償義務を負うことも考えられます。また、支店であれば日本の親会社が米国での法人税申告の義務を負います。その場合、親会社自体が連邦、州の税金当局と対処しなければなりません。さらに支店の場合、日本の本社が米国で上場していれば、取締役の報酬の内容や破産履歴の有無などを、カリフォルニア州に開示する義務もあります。多くの弁護士は親会社自体に影響が及ばない子会社設立を勧めているのが現状ですが、それぞれの会社の事情と米国でのビジネスが裁判問題に発展するような危険性をどの程度含んでいるかを判断要素として、子会社にするか、支店にするかを決定するしかありません。また、支店からスタートし、後に子会社へ組織替えをすることも可能ですが手続きも面倒ですし、費用もかかります。

子会社と支店の違い

	子会社	支店
損害賠償責任の裁判を起こされた場合の日本の会社の責任	なし。子会社のみ	あり。本社に及ぶ
法人税の対象	子会社のみ	支店と本社
維持費を日本の会社の経費として計上する	原則的に計上不可能	全額計上可能
日本の会社の一部情報の開示	なし	日本の会社が米国で上場し、カリフォルニア州で支店を設立した場合、取締役が受け取る報酬の内容など本社の一部情報を開示する必要あり

2-3. 株式会社の形態 C Corporation、Statutory Close Corporation、S Corporation

株式会社を設立する場合、通常 C Corporation、Statutory Close Corporation、S Corporation が考えられます。

Statutory Close Corporation とは、一定人数以下の株主によって所有され(カリフォルニア州では、株主数は 35 人以下という制限がある)、会社法に規定される通常の株式会社より簡易な形式の維持を認められた会社形態です。株主間の契約により独自の運営規則を採用できますが、カスタマイズした規則を作成するために弁護士の費用も相当高くなります。またいったいどこまで規則を自由に決定できるかも

明確でないため、裁判で争われると無効にされることにもなりかねません。よって子会社の形態として **Statutory Close Corporation** を検討する必要はないといえます。

S Corporation は、IRS(米国税庁)と該当する州へ規定の申請を行って取得する、税申告上のステータスの事を指します。特定の場合を除き、連邦への税申告においては会社レベルでの法人税が無税となり(ただし、カリフォルニア州税は、収益の1.5%、または、年間最低税額\$800のいずれか多い額をFTBに支払う必要がある)、株主レベルの課税だけで済ませることができるメリットがあります。**米国の小規模な会社の多くは S Corporation を選択しています。**ただし、株主数は100名以下という規定があり、かつその株主は米国に在住する個人あるいは米国市民でなければなりません。従って、日本の法人が子会社を設立する形態としては S Corporation は該当しないといえます。

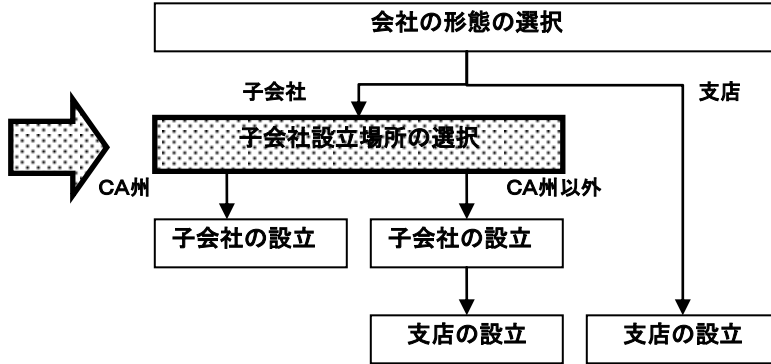
結局、株式会社設立において Statutory Close Corporation、S Corporation を検討しないのであれば、**C Corporation の選択しか残されていません。**

株式会社の形態以外では、Limited Liability Company (LLC)の検討も考えられます。有限責任のメリットと Pass through entity のメリットの双方を受けることのできる法人組織です。Pass through entity とは、組織で利益が計上された場合でも法人税として課税は行われず、配当金の分配を受けた個人にのみ課税されるメリットを受けている組織のことで、前述の S-Corporation もこれに該当します。C Corporation は、Pass through entity ではないので、会社は、法人税を払う義務を負い、株主は配当金に対して所得税を支払う必要があります。従って、この2重課税を避けるためにも Pass through entity である LLC は魅力的かもしれません。しかし **LLC が日本の会社の子会社として採用されることは稀**です。その理由は、日本の会社が LLC のメンバー(株式会社でいう株主)となれば、日本の親会社そのものが直接課税対象となってしまう、米国の連邦、州の税務当局との煩雑な対処が必要となるからです。

株式会社の形態の比較

株式会社の形態	Statutory Close Corporation (SCC)	S Corporation	C Corporation
メリット	・独自の規則を規定できる	・特定の場合を除いて連邦レベルの法人への課税なし	・株主数の制限なし
デメリット	・法人、株主の双方に課税され、2重課税を防ぐことはできない ・35人以下の株主でなければならない ・会社法の条項とは異なる規則を採用できるが、独自の規則を決めるのに手間とお金がかかり、時には無効とみなされることがある。	・株主は100人以下でなければならない。 ・株主の全ては米国に在住する個人あるいは米国市民でなければならない(米国外に在住している外国人や外国法人は株主になれない)。	・法人、株主の双方に課税され、2重課税を完全に防ぐことはできない

3. 子会社の設立場所の選択(デラウェア州とカリフォルニア州の比較)



3-1. 会社設立州と実際のビジネスの州

米国では会社設立州と実際のビジネスを行う州が一致する必要はありません。例えば、デラウェア州に会社を設立して、実際のビジネスの場所をカリフォルニア州にすることもできます。具体的には、デラウェア州での会社の設立手続きをした上で、カリフォルニア州で支店登録(qualification to do business)を行います。その場合、カリフォルニアの支店を本店として扱い、デラウェア州には物理的な事務所をもたないこととなります。したがって、デラウェア州での会社設立手続きと、実際に事務所をおく州での支店手続きの両方を行う必要があり、最初からカリフォルニア州の会社を設立する場合に比較して、費用と時間がかかります。

3-2. カリフォルニア州かデラウェア州か

子会社を設立する場合、どの州に会社設立するのがよいか、ポイントを説明します。日本では、米国で会社を設立するのであればデラウェア州にすべきであるという情報が広まっているようですので、ここではカリフォルニア州とデラウェア州とを比較します。

近い将来上場を目指していますか？

- YES → デラウェア州での設立
 No → カリフォルニア州での設立

多くのスタートアップ企業がデラウェア州に会社を設立する理由は

1) 会社設立が簡単

事務所の設置が不要で、会社設立の手続きが簡易と言われていますが、事実上、カリフォルニア州で設立する場合もそれ程変わりません。

2) 税制面で優遇

デラウェア州外で行う事業に対してはデラウェア州による法人所得税の課税がなく、売上税も発生しませんが、デラウェア州の年間の法人税を支払う必要があります。

3) 会社法専門の衡平法裁判制度が全米一

多くの会社が設立されたことに伴って裁判の判例も多数存在し、会社法の争いに対する明確な判断基準があるため、昔は、デラウェア州の会社法は、問題にあたっての予測がつきやすいといわれていましたが、現在は、カリフォルニア州の会社法も、同等に予測が付きやすくなっています。

デラウェア州の会社法は経営者にとって有利といわれています。以下にカリフォルニア州の会社法と比較して経営者にとってのメリットを簡単に挙げてみます。

	デラウェア州の会社法	カリフォルニア州の会社法
経営に基づく個人責任裁判	敗訴の場合でも、会社のためを思って誠実に行動したと判断された場合、弁護士費用を含む費用を会社が負担できる可能性がある	デラウェア州と同様
少数株主にとって有利な取締役選任時の累積投票制度	基本定款に規制されている場合のみ認められる	株主の権利として認められており、これを廃止するためには一定の条件が必要
大株主に有利な、株式の償還や自己株式の取得	比較的可能	一定の条件を満たす場合可能
配当の要件	緩い	厳しい
会社乗っ取り防止策	容易	普通

* 累積投票制度とは、取締役選任時に、個々の株主の持ち株数一株につき、選任されるべき取締役の人数分の投票数を認められ、全票を一人に投票するか、票を分配して一人以上の候補者に投票する事ができる。この制度により、少数株主達が特定の取締役候補者に投票を集中させる事により、少数株主の意志を反映させる事ができる。通常の取締役選任の場合、一株に対して一票の投票権が与えられるため、大株主が有利となる。

ほとんどの経営者の方達はデラウェア州で会社を設立するのが有利と考えます。しかし、カリフォルニア州でビジネスを行う場合は以下のことも考える必要があります。

1) 上場していない会社の実際のビジネスの50%以上がカリフォルニア州にあり、その会社の議決権の50%以上を持つ株主がカリフォルニア州に住んでいる場合、状況によっては、訴訟が起こった場合、裁判所が用いる準拠法としてカリフォルニア州の会社法が適用され、デラウェア州会社法の恩恵が受けられないこともあります。(大多数の株主が日本にいる場合は主な事業がどこで行われているか、残りの株主がどこで会社の運営に携わっているか、事業内容、他州との事業はあるかなど様々な要素が係わってきます。)

2) カリフォルニア州でビジネスを行っている場合、デラウェア、カリフォルニア両州での年次報告手続きが必要となり、手間と時間がかかります。

3) 連邦政府に課される税金やカリフォルニア州で行う事業に対する税金は当然として、デラウェア州へも法人税は支払わなくてはならないので余計な支出になります。

二倍の税額になるということではありませんが、カリフォルニア州のみで事業を行う州内法人よりは余分な税金の負担になることは間違いありません。デラウェア州での活動が無い場合は、デラウェア州では、会社の売り上げと関係なく授権株式数により、税金が定められます。

また、法人が赤字の場合の税金の支払い額ですが、州によって異なります。例えば、デラウェア州の法人の場合、赤字の場合にデラウェア州に支払う税金は、授権株式数により異なりますが、1万株以下である場合は、数十ドルから百数十ドルです。カリフォルニア州で支店登録、または、会社設立を行った初年度は、最低税額(\$800)が適用されず、会社の収益によって税額が決まるため、赤字の場合は0となります。しかし、2年目からは、赤字の場合でも最低税額が適用され、カリフォルニア州に\$800を支払う必要があります。

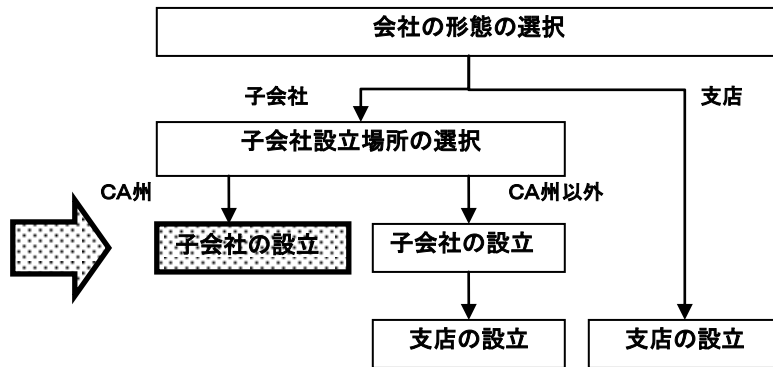
4) 設立時、解散時に、二重の手間がかかります。

デラウェア州での会社設立手続きと、カリフォルニア州での支店登録手続きと、二重の手続きを行う必要があります。会社を解散する場合も、デラウェア州で会社解散手続きを行い、カリフォルニア州で事業許可の取消し手続きを行う必要があり、費用と時間がかかります。

5) デラウェア州の会社法は、上場企業にとって、有利だといえます。

以上のことを踏まえて、どの州にて会社を設立するかを決定します。シリコンバレーのスタートアップ会社の多くがデラウェア州会社である理由は、本気になって近い将来の上場を目的としているからです。カリフォルニア州にて設立するのか、デラウェア州にて設立するのか、どちらを選択するのかは、ケースバイケースですが、一つの尺度として2、3年で上場できてしまうのであれば、はじめからデラウェア州の会社を作った方が、経済的であるともいえます。それ以上の長期間かかるのであれば、まずはカリフォルニア州の会社を設立し、その後デラウェア州の会社へ組織替えすることも考えられます。

4. 子会社—Corporation 設立の手順（カリフォルニア州のケース）



いよいよ会社設立の手続き開始です。ここでは、カリフォルニア州における子会社設立のステップを説明していきます。

ステップ1 Incorporation Worksheet の作成

弁護士や、コンサルタントに頼んで手続きをしてもらう場合、通常、Incorporation Worksheet に会社設立に関する必要な情報を書き込みます。

ステップ2 会社名の決定

会社設立する州において、既存の会社名と同じ、または似たような会社名があれば使用出来ませんので、事前に調査する必要があります。カリフォルニア州の州務長官室「Secretary of State Office (以下SOS)」のウェブサイト(<http://kepler.sos.ca.gov/list.html>)でも調べることが可能ですが、登録中の名称に関しては調査できないため、確証を得るためには直接カリフォルニア州に問い合わせる必要があります。使用したい名称が、既に他社で使用されている場合は(1)全く異なった名前にする、(2)ビジネス内容を示す他の単語をつけて違う会社であることをアピールする、(3)名前を買い取るかのいずれかの選択をします。名称が利用可能であることが判明したら、すぐにその会社名で定款を登録します。定款を提出するのに時間がかかる場合は、その会社名を州を通して予約をします。予約は 60 日間有効で、費用は \$10 です。

ステップ3 SOS(Secretary of State Office)における Articles of Incorporate(定款)の登録

雛形として参照(http://sos.ca.gov/business/corp/pdf/articles/corp_artsgen.pdf)
普通株式一種類だけの発行ならば日本と比較しても簡単です。必要記載事項は

- A) **会社名**
- B) **事業目的**—広範囲な内容を明記しても OK。
通常は、「法的に許されている事業全て("Any lawful activity")と記載。
- C) **訴訟書類等送達受領代理人** (Agent for Service of Process)
俗に「送達代理人」と呼ばれ、会社が訴訟にあった場合等、その会社を代表して訴訟に関する書類やその他重要な書類を受け取る役割を果たします。カリフォルニア州では、18 歳以上で合法的に州内に在住する者であれば誰でもなれ

ますが、適当な候補者がいない場合には、州に登録されている専門の代理人会社を指定すると安心です。

- D) **授權株式数**—株式数に制限なし
* デラウェア州では額面額により定款の登録手数料やその後の法人税が変わるので注意すること
- E) **その他の記載事項**—通常取締役の免責や補償を明記する。

ステップ4 取締役を選任

通常依頼者から指示されたとおりに発起人(通常は弁護士)が当初取締役を選びます。発起人が定款の記録の年月日、取締役を記載して署名し、指名された取締役が取締役就任届け(Director Acceptance)に署名した後、発起人は辞任します。

ステップ5 第一回取締役会の開催

実際には会議を開かなくても支障はなく、書面決議が認められています。取締役会に代わる書面決議書(Written Consent in lieu of Board of Directors Meeting)を用意する事ができます。決議書の中に以下の項目を記載します。

第一回取締役会の主な決議事項

- A) 定款登録の報告と承認
- B) 会社規則(Bylaws)の採択
- C) 株券様式の決定
- D) 会社印の決定—カリフォルニア州では使用する義務はなし
- E) 本社住所の決定
- F) President、Secretary と Treasurer の選任。この3役は一人が兼任しても OK。
- G) 銀行口座開設の権限がある役員の決定
- H) 会計士の選任
- I) 会計年度の選択
- J) 株式発行
- K) 設立費用負担の承認

ステップ6 Statement of Information の申請

日本語で俗に「年次報告申請」と言われる手続きで、カリフォルニア州で事業を行う会社は、毎年一回、会社の住所、取締役や役員、送達代理人の氏名、住所を SOS へ届け出る義務があります。定款登録後に SOS からの記述用紙が送られてきますので取締役や役員の名前、住所を書いて SOS に返送し登録するかオンライン(<https://businessfilings.sos.ca.gov/>)で申請します。カリフォルニア州で会社を設立した場合、Statement of Information 申請は、法人設立後 90 日間以内に初回の申請を行う必要があります。その後は、毎年一回、会社設立された月の末日までに申請する義務があります。

ステップ7 Federal Tax ID ナンバーの取得

このナンバーがなければ銀行口座を開設することは出来ませんし、官庁の手続きも出来ません。このナンバーをもらうために SS-4(<http://www.irs.gov/pub/irs-pdf/fss4.pdf>)を IRS (郵送の宛先は <http://www.irs.gov/file/article/0,,id=111138,00.html> を参照)に提出します。米国内に住所を持っている事業の場合はオンライン申請も可能です。(https://sa.www4.irs.gov/sa_vign/newFormSS4.do) 記載内容は会社名、住所、役員の名前と住所、簡単なビジネスの概要ですが、気をつけなければならないのは会社の責任者(通常は社長または財務担当重役)のソーシャル・セキュリティ・ナンバー(以下 SSN、米国における個人の Tax ID ナンバー)が必要とされる点です。初めて米国進出してきた方は当然 SSN を持っていないので、SSN に代わる個人納税者番号(以下 ITIN、individual tax identification number)を取得する必要があります。パスポートで写真添付のあるページのコピーだけで受け付けてくれることもありました。最近では W-7 フォーム(<http://www.irs.gov/pub/irs-pdf/fw7.pdf>)を提出しなければ ITIN を取得できないようになりました。この手続きに数週間を要するので ITIN が必要な時は、まず、会社設立が決定し次第、W-7 を準備しましょう。

ステップ8 株式の発行

最も重要な手続きです。米国の証券法はとて厳密で、連邦段階の証券法と、州段階の証券法の要件を満たさなければなりません。原則として証券の売買は禁止されています。ただし、親会社が資本金として子会社の株式を購入する場合は証券法の例外になりますので、問題はほとんど発生しません。外部からの出資、ストックオプションを従業員に発行、上場も目指すなどの場合は注意が必要です。

株式発行の手続き

1 **取締役会による書面決議**(Written Consent in lieu of Board of Directors Meeting)を用意します。

一株の金額、売却する相手の名前、何株を合計いくらで売るかを記載します。一株をいくらにするかの規制はありません。カリフォルニア州では額面(Par value)、無額面(No par value)の概念が廃止されました。

2 **株式引受契約書**を用意します。

株の受領者、株数、金額を記載します。この書類の目的は証券法上の例外にあたるかどうかの確認です。

3 **株式発行の届出(25102(f)申請)をカリフォルニア州の Department of Corporations へ申請し、申請料金を支払います。**

2005年7月22日付けで、例外を除いて25102(f)の申請はオンラインで行うよう義務付けられました。オンライン申請の説明は <http://www.corp.ca.gov/loen/loen.htm> を参照して下さい。25102(f)の申請は株式発行の15日以内に行うことが義務付けられています。オンライン申請が出来ない場合、窓口または郵送での申請も可能ですが、その場合オンラインで出来ない理由を明確に説明する必要があります。申請書は <http://www.corp.ca.gov/pdf/25102f.pdf> です。

4 **会社の銀行口座に出資金を入金します。**

5 **株券を発行します。**

株券の発行も法律事務所が行います。法律事務所が発行する Minutes book set (Corporate kit とも言います)の中に会社印と株式の様式が入っています。具体的な株式数や株主の名前をタイプして会社の役員二人(通常、社長と財務担当重役)がサインすれば株券は完成です。

(参考) 現物出資について

現金以外のもの、例えば不動産、動産、債権、知的財産権を出資して株式を取得する方法です。米国では面倒な手続きがなく、取締役会が価値評価をしてそれに応じた株式数を決議します。

ステップ9 State Tax ID ナンバーの取得

従業員を雇い、給与の支払いが発生すると、会社は、その旨をカリフォルニア州 EDD (Employment Development Department) に報告し、雇用者用の Tax ID ナンバーを取得する必要があります。雇用者は従業員の給与から失業保険と障害保険の掛け金を源泉徴収して EDD に払い込まなければなりません。そのために State Tax ID ナンバーが必要です。オンラインで申請を行うか (<https://eddservices.edd.ca.gov/ezreg/iAppsShared/EZRegHomePage.aspx>)、申請書 DE-1 (<http://www.edd.ca.gov/taxrep/de1.pdf> 農業、非営利団体などの場合は各々別の書類が必要)を EDD に郵送または FAX し、State Tax ID ナンバーを取得します。時折、EDD では、源泉徴収に関するセミナーを開催しています。 (<http://www.edd.ca.gov/taxsem/>)

ステップ10 米国商務省経済統計局へ BE-13 または BE-13 Exemption Claim (BE-13 書類提出免除)の提出

米国商務省では、外国資本が米国に入ってくる動向を調査するために毎年経済統計を行っています。米国法人の10%以上の議決権を持つ所有を外国人または外国の法人が取得する場合、その会社は毎年会社の財務状況を経済分析局 (Bureau of Economic Analysis) に届け出る義務があります。BE-13 (<http://www.bea.gov/bea/surveys/be13.pdf>)は、その初回に行う申請書です。米国で100%子会社を設立すれば当然この義務が課せられますが、米国の会社の総資産価値が 300 万ドル以下で、所有している土地が 200 エーカーに満たない場合は、BE-13 Exemption Claim (<http://www.bea.gov/bea/surveys/be13supc.pdf>)を提出することになります。2年目からは、毎年申請義務があるかどうか確認する必要があります。

ステップ11 ビジネスライセンスの取得

事業を予定している市当局に届出をして、ビジネスライセンスを取得します。事業税額は市により、また、ビジネスの規模により異なります。

ステップ12 Fictitious Business Name の登録

Fictitious Business Name とは、実際に州に登録している正式な会社名以外のビジネス上で使う略称、通称のことです。例えば、レストランを経営する会社が新規開店のレストランに本来の会社名ではなく、別の名前を用いる際に、略称、通称名をカウンティー(郡)に登録する必要があります。登録する際に新聞などに Fictitious Business Name を使用する旨の通知広告を出した証明書が必要です。カウンティーによって、一定の時期になると更新手続きが義務付けられている場合もありますので、失効しないように気を付ける必要があります。

JETRO

略称名、通称名を商品の名前に使っていれば商標、サービスに使っていればサービスマークとしての価値があります。これらを適切に保護するためには、Patent and Trademark Office(特許商標事務所)に登録します。

ステップ13 Business Property の申請

ビジネスでの使用を目的とした全ての器材、備品、必需品などをカウンティ(郡)の ASSESSOR'S OFFICE に申請します。

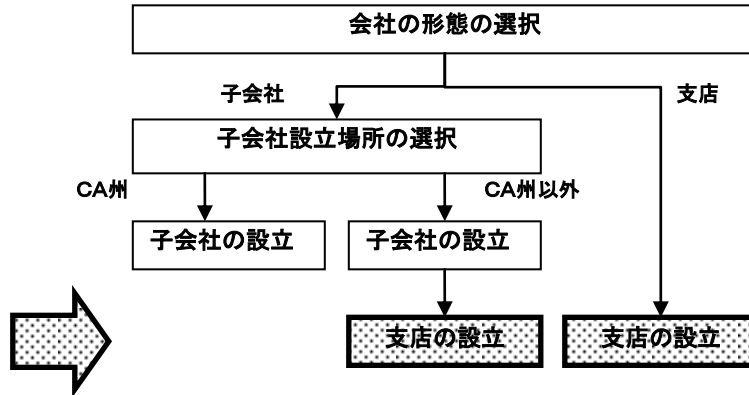
ステップ14 販売許可 (Seller's Permit) の取得

販売許可 (Seller's Permit)(<http://www.boe.ca.gov/pdf/boe400spa.pdf>)とは、カリフォルニア州内で物品販売するビジネスに求められる許可です。販売許可の申請は州税務当局 (Board of Equalization) に対して行います。物品を販売する場合、販売税を徴収して税務当局に納入する必要があります。販売するときは勿論、販売税の支払いを避けるために、仕入れ時にも、販売許可は必要です。ただし、カリフォルニア州内で購入したものを、全てカリフォルニア州外で販売する場合には、必要ありません。

ステップ15 その他

その他に、連邦、州、郡、市レベルで会社の業務上特別なライセンスが必要かどうか、弁護士に確認しておきましょう。カリフォルニア州に関する情報はウェブサイト(www.calgold.ca.gov)で確認することも可能です。また、従業員雇用している場合は、雇用法に準じて、会社は、従業員への告知や社内の掲示等の法的義務があります。<http://www.dir.ca.gov/wp.asp> をご確認ください。

5. 支店—Branch Office 設立の手順 (カリフォルニア州)



ここではカリフォルニア州にて、支店を設立するステップを説明します。

ステップ1 会社名が使用可能かを調べる

支店を設立する場合、日本の会社名の英語標記で事業登録を行いません。会社名が既に他社で使用されている場合は、利用可能な名称を日本の会社名に添付して、申請を行います。

ステップ2 支店登録申請書 (Designation and Statement by Foreign Corporation) を出す

ステップ1で決定した会社名、本社の住所、カリフォルニア州における住所と訴訟書類送達受領代理人に関する情報を支店登録申請書 (Designation and Statement by Foreign Corporation) に記入して SOS に申請し、登録手続きを行います。

ステップ3 Certificate of Good Standing (商業登記簿謄本の英訳) を出す

Certificate of Good Standing とは、法人が設立された国や州による正式な証明書で、その法人がいつ設立され、現在も合法的に存在していることを証明するものです。日本の会社の場合は商業登記簿謄本 (登記事項証明書) を英訳し、翻訳した人が正確に訳したことを宣誓する陳述書を添付します。その翻訳文と商業登記簿謄本を支店登録申請書と共にカリフォルニア州へ提出します。

ステップ4 Statement of Information を申請する

州外法人も、毎年一回、年次報告申請を行う義務があります。毎年の申請期限は、州に登録した月の末日となっています。支店登録後に SOS から年次報告申請に関する記述用紙が送られてきますので取締役や役員の名前、住所を書いて SOS に返送するか、オンライン (<https://businessfilings.sos.ca.gov/>) で登録します。州外法人の場合、初回申請は翌年となります。

ステップ5 Federal Tax ID ナンバーをもらう

このナンバーがなければ銀行口座を開設することは出来ませんし、官庁の手続きも出来ません。このナンバーをもらうために SS-4(<http://www.irs.gov/pub/irs-pdf/fss4.pdf>)を IRS (郵送の宛先は <http://www.irs.gov/file/article/0,id=111138,00.html> を参照)に提出します。米国内に住所を持っている事業の場合はオンライン申請も可能です。(https://sa.www4.irs.gov/sa_vign/newFormSS4.do) 記載内容は会社名、住所、役員の名前と住所、簡単なビジネスの概要ですが、気をつけなければならないのは会社の責任者(通常は社長または財務担当重役)のソーシャル・セキュリティ・ナンバー(以下 SSN、米国における個人の Tax ID ナンバー)が必要とされる点です。初めて米国進出してきた方は当然 SSN を持っていないので、SSN に代わる個人納税者番号(以下 ITIN、individual tax identification number)を取得する必要があります。パスポートで写真添付のあるページのコピーだけで受け付けてくれることもありました。最近では W-7 フォーム(<http://www.irs.gov/pub/irs-pdf/fw7.pdf>)を提出しなければ ITIN を取得できないようになりました。この手続きに数週間を要するので ITIN が必要な時は、まず、会社設立が決定し次第、W-7 を準備しましょう。

ステップ6 State Tax ID ナンバーをもらう

従業員を雇い、給与の支払いが発生すると、会社は、その旨をカリフォルニア州 EDD (Employment Development Department) に報告し、雇用者用の Tax ID ナンバーを取得する必要があります。雇用者は従業員の給与から失業保険と障害保険の掛け金を源泉徴収して EDD に払い込まなければなりません。そのために State Tax ID ナンバーが必要です。オンラインで申請を行うか (<https://eddservices.edd.ca.gov/ezreg/iAppsShared/EZRegHomePage.aspx>)、申請書 DE-1 (<http://www.edd.ca.gov/taxrep/de1.pdf> 農業、非営利団体などの場合は各々別の書類が必要)を EDD に郵送または FAX し、State Tax ID ナンバーを取得します。EDD では、源泉徴収に関するセミナーを開催しています。(<http://www.edd.ca.gov/taxsem/>)

ステップ7 米国商務省経済統計局へ BE-13 または BE-13 Exemption Claim (BE-13 書類提出免除)の提出

米国商務省では、外国資本が米国に入ってくる動向を調査するために毎年経済統計を行っています。米国法人の10%以上の議決権を持つ所有を外国人または外国の法人が取得する場合、その会社は毎年会社の財務状況を経済分析局 (Bureau of Economic Analysis) に届け出る義務があります。BE-13 (<http://www.bea.gov/bea/surveys/be13.pdf>) は、その初回に行う申請書です。米国で100%子会社を設立すれば当然この義務が課せられますが、米国の会社の総資産価値が 300 万ドル以下で、所有している土地が 200 エーカーに満たない場合は、BE-13 Exemption Claim (<http://www.bea.gov/bea/surveys/be13supc.pdf>) を提出することになります。2 年目からは、毎年申請義務があるかどうか確認する必要があります。

ステップ8 ローカルビジネスライセンスをもらう

事業を予定している市当局に届出をして、ビジネスライセンスを取得します。事業税額は市により、また、ビジネスの規模により異なります。

ステップ9 Fictitious Business Name の登録をする

JETRO

Fictitious Business Name とは、実際に州に登録している正式な会社名以外のビジネス上で使う略称、通称のことです。例えば、レストランを経営する会社が新規開店のレストランに本来の会社名ではなく、別の名前を用いる際に、略称、通称名をカウンティー(郡)に登録する必要があります。登録する際に新聞などに Fictitious Business Name を使用する旨の通知広告を出した証明書が必要です。カウンティーによって、一定の時期になると更新手続きが義務付けられている場合もありますので、失効しないように気を付ける必要があります。

略称名、通称名を商品の名前に使っていれば商標、サービスに使っていればサービスマークとしての価値があります。これらを適切に保護するためには、Patent and Trademark Office(特許商標事務所)に登録します。

ステップ10 Business Property

ビジネスでの使用を目的とした全ての器材、備品、必需品などをカウンティー(郡)の ASSESSOR'S OFFICE に申請します。

ステップ11 販売許可(Seller's Permit)の取得

販売許可(Seller's Permit)(<http://www.boe.ca.gov/pdf/boe400spa.pdf>)とは、カリフォルニア州内で物品販売するビジネスに求められる許可です。販売許可の申請は州税務当局(Board of Equalization)に対して行います。物品を販売する場合、販売税を徴収して税務当局に納入する必要があります。販売するときは勿論、販売税の支払いを避けるために、仕入れ時にも、販売許可は必要です。ただし、カリフォルニア州内で購入したものを、全てカリフォルニア州外で販売する場合には、必要ありません。

ステップ12 その他

その他に、連邦、州、郡、市レベルで会社の業務上特別なライセンスが必要かどうか、弁護士に確認しておきましょう。カリフォルニア州に関する情報はウェブサイト(www.calgold.ca.gov)で確認することも可能です。また、従業員がいる場合は、雇用法に準じて従業員への告知や社内での掲示が必要となります。<http://www.dir.ca.gov/wp.asp> をご確認ください。

II. 子会社、支社維持

子会社、支店を設立し、その後維持するためにはいくつかの手続きを踏む必要があります。子会社の年次手続き、支店の年次手続きについて、順にご説明します。

1. 子会社維持手続き

カリフォルニア州で設立された子会社の場合は、(1)株主総会の開催と議事録作成、あるいは書面決議の作成、(2)取締役会の年次総会の開催と議事録作成、あるいは書面決議の作成、(3)Statement of Information の申請が必要となります。

1-1. 株主総会の開催

株主総会の日程

株主総会は毎年定期的に行われ、取締役の選任やその他重要な事項を決議します。Bylaws(会社規則)に株主総会と取締役会の開催日取りを定義しなければなりません。一年のうち特定の日を選ぶのではなく、何月の第何月(火)曜日に開催するという定義をすると祭日や週末を避ける事ができ、便利です。通常法人設立を行う際、定款提出を済ませて、株式発行の段階になると第一回の取締役会を開催するか、書面決議を行います。その後 Bylaws に定めている日取りで、毎年、株主総会と取締役会を開催します。

多くの場合、年次総会や取締役会は、会計年度締めの数ヶ月後に同時に開催され、株主や取締役が前年度の事業ならびに会計報告を受け承認を行い、新年度の事業計画について話し合いができるようにしてあります。

万が一、Bylaws に定められた日取りから 60 日以内に総会が開催されない場合、あるいは最後に開催された総会の日取りから、15 ヶ月間総会が開催されていない場合は、株主が法廷に要請することによって、法廷が当該法人の取締役に対し、株主総会を開催する勧告を出す場合もあります。

株主総会の開催場所

株主総会は、特にカリフォルニア州で開催する必要はなく、すべての参加者同士が支障なく会話ができる設備が整っていれば、電話会議、ビデオ会議等の方法で開催することも可能です。また、以下に示すように、実際に会議を開催しないで書面決議で済ませることも可能です。

株主総会の議事録

取締役の選出等、総会の議事内容や、すべての決議事項を議事録という形で記録に残しておく必要があります。この議事録は法人記録として社内に保管しておくべきもので、州へ届け出る必要はありません。しかし、こういった法人としての義務を怠ると、万が一裁判で訴えられた場合、株式会社のメリットである株主の有限責任が認められ無い場合があり、取締役や株主に対し不利な影響が出てくる恐れがあります。

株主による書面決議の使用

全ての株主が、同意書に署名をする事により、実際に株主総会を開催し議事録を作成する代わりに、書面決議を用いる事もできます。

1-2. 取締役会の開催

取締役会の日程



取締役会は、法人設立を行う当初に第一回の取締役会を開催します。定款の承認、Bylaws の採択、役員を選出、会計年度の決定、株式発行の承認等の議事を行い、結果を議事録に記載し社内の法人記録として保管します。その後、毎年株主総会が開催される日に同時に開催されることが普通です。

取締役会の開催場所

取締役会は、特にカリフォルニア州で開催する必要はなく、すべての参加者同士が支障なく会話ができる設備が整っていれば、電話会議、ビデオ会議等の方法で開催することも可能です。また、以下に示すように、実際に会議を開催しないで書面決議で済ませることも可能です。

取締役会の議事録

実際の実行取締役会では、OFFICERS(カリフォルニア州では、最低 President, Secretary, Treasurer の三役が必要)の選任をし、取締役会の議事録を作成し、すべての決議事項を書面で記録に残しておく必要があります。三役は、一人が兼任する事も可能です。この議事録は社内の法人記録として保管しておくべきもので州へ届け出る必要はありません。こういった法人としての義務を怠ると、万が一裁判で訴えられた場合、取締役や株主に対し不利な影響が出てくる恐れがあります。

取締役による書面決議の使用

役員全員が署名をする事により、実際に取締役会を開催し、議事録を作成する代わりに、書面決議を用いる事もできます。

1-3. 取締役会特別会議

年次取締役会の他に、役員が決議を要する事柄があれば、特別会議、あるいは書面決議書を作成する必要があります。付属定款に規定がある場合は、それに従って会議を開催します。役員が決議を要する事柄は、OFFICER の選任、従業員の報酬、定款や付属定款の変更、配当の発給、株式発行、保険購入、不動産の賃貸、購入、売却、建築、会社と株主、あるいは重役の間の取引、銀行からのローンに関する決議を含みます。

1-4. 株主総会特別会議

年次総会の他に、株主が決議を要する事柄があれば、特別会議、あるいは書面決議を作成する必要があります。付属定款に会議開催条件等に関する規定がある場合は、それに従って会議を開催します。株主が決議を要する事柄は、役員を選考、定款の変更、株主の権利の変更、会社の売却や会社の解散に関する決議を含みます。

1-5. Statement of Information の申請

カリフォルニア州内法人の場合、Statement of Information 申請は、法人設立後 90 日間以内に初回の申請を行った後、2 年目からは毎年申請することを義務付けられています。これにより、法人の取締役、役員、送達代理人の氏名、住所等を州に登録することになります。最近では、定期的に申請を怠ると \$250 の罰金を課される場合が多くなりましたので、注意が必要です。

2. 支社維持手続き

2-1. Statement of Information の申請

支社あるいは他州の法人が、カリフォルニア州で事業を行うためには、支店登録(事業登録)を行う必要があることは、前述しました。これら州外法人も州内法人と同様に毎年、登録した月の末日までに Statement of Information 申請を行う義務があります。州外法人の場合は、2年目から、毎年申請を行う義務があります。

Ⅱ. 子会社の解散、支店の解散

一旦、米国にて子会社、支店を設立した後、事業の状況により解散という決断をされることもあるかもしれませんが、一般的に、米国では会社設立は比較的簡単ですが、解散手続きは面倒だといわれています。なぜならば、解散の場合には、会社に課せられている税金や債務を全て完済する手続きも行う必要があるからです。カリフォルニア州では、これまでFTBによる税金完済証明が発行されないと、SOSでの解散手続きが認可されませんでした。しかし、2006年9月の法改正により、FTBへの最終税申告手続きと、SOSでの解散手続きが別の手続きとして扱われるようになったため、解散手続きが比較的簡易になりました。

1. 会社解散に要する期間

解散手続きに要する期間は、会社の債務や最終税申告、各種契約書の解約等、解散する時点で会社の責務がどの程度かによって変わってきます。通常、複雑な問題等が無ければ、すべての手続きが完了するまでに**通常1~2ヶ月**かかります。もし、事務所の契約書の解約や債務の問題が複雑化すれば、それ以上の期間がかかります。

2. 会社解散に要する費用

会社解散の際にも、通常弁護士に依頼します。弁護士以外のコンサルタントが解散代行サービスを提供している場合もありますが、複雑な場合の対応などを考えると、弁護士に依頼したほうが確実でしょう。子会社解散時の費用は、弁護士費用が、**およそ3000ドルから6000ドル**ですが、複雑な場合には追加の費用がかかり、**1万ドルを超えることもよくあります**。支店解散時の費用は、弁護士費用は、およそ3000から6000ドル程度ですが、こちらも複雑な場合には追加の費用がかかります。

3. 子会社解散の手順

まずは子会社を解散する際のステップをご説明します。

ステップ1 取締役会の開催

通常は、日本の親会社の取締役会で子会社解散決議を行った後に、米国子会社の株主総会や取締役会で解散の決議をします。カリフォルニア州では、解散を決議するためには、過半数の株主の同意が必要ですが、会社が株を発行していなかったり、会社が倒産(Chapter 7 Bankruptcy)していたり、5年間事業を営んでいない場合は、株主の同意を得ることなく、取締役会議にて会社解散を決議する事ができます。

ステップ2 株主総会の開催

取締役会での決議を元に、株主総会にて50%以上の賛成票を得る必要があります。

投票を受けて、解散投票証明書(Certificate of Election To Wind Up And Dissolve)をカリフォルニアSOSへ前もって提出するか、後に説明する法人解散申請書(Certificate of Dissolution)と同時に提出します。すべての株主より同意を得た場合は、Certificate of Electionを提出する必要はありませんが、その旨を解散申請書に記載する必要があります。

ステップ3 最終税務申告

会計士に相談し、必要な最終税務申告を行い、すべての債務、税金、課徴金、金利などを支払います。解散申請書には、FTBへ最終税務申告が既に提出された、あるいはこれからする予定である事を明記する必要があります。

ステップ4 各種ライセンスの取り消し

会社が営業登録した機関(カウンティ、市、銀行、保険など)すべてに連絡し、ライセンスの取り消しを行います。銀行口座については、税金の還付が完了するまで閉鎖しない方がよいでしょう。還付金が入金できなければ面倒になるため、会計士や弁護士に相談し解散の時期を図るとよいでしょう。

ステップ5 法人解散申請

法人解散申請書(Certificate of Dissolution)を用意します。2006年より、規定が変更され、これまで会社を解散するために義務付けられていた、FTBからの納税証明申請書(Request for Tax Clearance Certificate)が、不必要になりました。その代わりに、法人解散申請書に以下の陳述を行う必要があります。

- 最終の税務申告書が既に申請された、もしくは、申請する予定である事。
- 会社の債務が完済し、残存資産の分配が完了した事。
- 会社は、解散された事。

すべての株主による同意が得られなかった場合は、前述のCertificate of Electionを添付して、SOSへ提出します。郵便を通して申請をすると、申請費用はありませんが、州務長官の事務所で直接(郵送を通さず)申請する場合は、\$15の手数料を支払います。

SOSで解散申請書が認可された時点で、解散日が決定されます。税金の支払い義務はこの日付まで継続することになります。

4. 支店閉鎖の手順(カリフォルニア州外法人が事業許可を得ている場合)

次に、カリフォルニア州以外の法人が事業許可を得ている場合、支店を閉鎖する際のステップをご説明します。

ステップ1 税務申告

会計士に相談し、必要な最終税務申告を行い、すべての債務、税金、課徴金、金利などを支払います。

ステップ2 各種ライセンスの取り消し

会社が営業登録した機関(カウンティ、市、銀行、保険など)すべてに連絡し、ライセンスの取り消しを行います。銀行口座については、税金の還付がある場合に入金できなければ面倒になるため、会計士に相談し閉鎖の時期を図るとよいでしょう。

ステップ3 州外法人の事業取り消し申請

州外法人用の事業取消し申請書(Certificate of Surrender)を用意しSOSへ提出します。この申請書の中で、州外法人は、カリフォルニア州での事業許可を放棄する事や、FTBへ既に最終税務申告を提出した、あるいはこれから、提出する予定である事を宣言します。



SOSで申請が認可された時点で、カリフォルニア州事業許可取消し証明(Certificate of Surrender of Right to Transact Intrastate Business)が発行されます。この事業許可取消し証明が発行された時点で手続きが完了します。なお支店の場合は、すべての手続きが終了する日が解散日となり、それまで税金を支払う義務が継続します。